

令和 7年 6月 23日

日本商工会議所
会頭 小林 健 様

新潟商工会議所
会頭 福田 勝之

令和 8年度税制改正及び中小企業政策に関する要望

日本商工会議所におかれましては、税制改正や中小企業関連施策の要望等でご尽力をいただき、心から感謝申し上げます。

令和 7年に入り日本経済は緩やかな回復基調にあるものの、依然として実態は不安定な状況が続いております。また、生産年齢人口減少による、人手不足の深刻化に加え、エネルギー価格や物流費の高止まりといったコストプッシュ型インフレの影響が、地域の中小企業・小規模事業者の経営を大きく圧迫しています。

さらに、米国の関税措置への対応をはじめとする国際情勢の変化や、サプライチェーンの不安定化などの外的要因も、地域産業の将来に、より一層の不透明感をもたらしております。

こうした厳しい経営環境の下、地方の持続的な発展を実現するためには、地域経済の中核を担う中小企業・小規模事業者への支援強化とともに、地方の潜在力を引き出す戦略的な地方創生の推進が不可欠です。地域資源の活用や担い手の確保、若者の定着・還流に向けた環境整備を通じて、地方からの経済成長を力強く後押しする抜本的な改革が求められています。

この度は、税制改正に向けて、中小企業の経営基盤強化を後押しする税制、円滑な事業承継に資する税制、地方創生に資する税制、消費税・納税環境の整備等について要望を取りまとめました。

さらに、中小企業政策については、中小企業の経営基盤の強化、地域創生の実現に向けた環境整備、小規模事業者支援の強化及び経理事務等の円滑化に資する制度の最適化について要望を取りまとめました。

つきましては、本要望内容を十分に斟酌いただき、実現に向けて関係機関に対し強く働きかけられますよう特段のご配慮をお願い申し上げます。

(目 次)

I. 税制改正に関する要望事項

1. 税制全般について	P 1
2. 中小企業の経営基盤強化を後押しする税制	P 2
(1) 法人税のあり方について		
(2) 法人税の軽減税率特例の恒久化		
(3) 少額減価償却資産における即時償却制度の恒久化と拡充		
(4) 「パートナーシップ構築宣言」登録企業への支援について		
(5) 税法上の中小企業の定義と租税特別措置の適用要件の見直し		
(6) 減価償却資産の耐用年数の見直しと定率法の存続		
(7) 「退職給付引当金」及び「賞与引当金」繰入額の損金算入の復活		
(8) 役員給与の原則損金不算入制度の撤廃		
(9) 税と社会保障の改革について		
3. 円滑な事業承継に資する税制	P 4
(1) 取引相場のない株式の評価方法の見直し		
(2) 円滑な事業承継に資する新たな税制について		
(3) 土地保有・株式保有特定会社の株式の評価方法の見直し		
(4) 経営資源集約化税制（M&A税制）の拡充		
4. 地方創生に資する税制	P 6
(1) 人材育成・人材定着に資する税制について		
(2) 地域未来投資促進税制の拡充		
(3) 地方拠点強化税制の拡充		
(4) 創業・スタートアップ企業に対する税制支援について		
(5) 中小企業防災・減災投資促進税制について		
(6) カーボンニュートラル取組の推進		
(7) 事業所税の廃止		
(8) 個人事業主を後押しする税制について		
5. 消費税・納税環境の整備等について	P 9
(1) 消費税の複数税率制度の見直し		
(2) インボイス制度に係る経過措置について		
(3) 消費税の仕入税額控除における「95%ルール」適用要件の見直し		
(4) 二重課税の解消・印紙税の廃止		
(5) 納税環境の整備について		

II. 中小企業政策に関する要望事項

1. 中小企業政策全般について	P 11
2. 地域経済を支える中小企業の経営基盤の強化	P 12
(1) 地域企業の人材確保とマッチングの強化		
(2) 多様な人材・働き方支援に向けた環境整備		
(3) 「パートナーシップ構築宣言」の促進		
(4) 円滑な事業承継に向けた支援の強化		
(5) 資金調達の円滑化に向けた金融支援の強化		
(6) カーボンニュートラルに向けた支援の強化		
(7) 事業継続計画（BCP）策定の支援について		
(8) 情報セキュリティ対策への支援について		
(9) 最低賃金の動向について		
3. 地方創生の実現に向けた環境整備	P 15
(1) 地域資源を活用した魅力のある観光地域づくり		
(2) 中小企業等のデジタル化の推進		
(3) 積極的な新事業展開や自己変革への支援について		
(4) 創業・スタートアップ企業等への支援について		
(5) 海外ビジネス展開への支援について		
(6) 商業地における空き地・空き店舗の活用強化		
(7) 子ども・子育て政策について		
(8) 地方移住・定住を促進する支援について		
4. 小規模事業者支援の強化	P 18
(1) 「小規模企業」の定義のさらなる弾力化		
(2) 小規模事業者持続化補助金制度の継続実施		
(3) 小規模事業者を支えるための経営支援体制の堅持		
5. 経理事務等の円滑化に資する制度の最適化に向けて	P 19
(1) 社会保険料算定・納付方法の抜本的改革について		
(2) インボイス制度に係る経過措置について		
(3) 制度の普及・周知の強化		
(4) 行政手続きの簡素化		

I. 税制改正に関する要望事項

1. 税制全般について

令和7年に入り日本経済は、緩やかな回復基調を維持しているものの、その実態は依然として不安定な状況にある。物価上昇には安定化の兆しが見られず、エネルギー価格や物流費の高止まりといったコストプッシュ型インフレが、地域の中小企業・小規模事業者の経営を大きく圧迫している。さらには、米国の関税措置への対応をはじめとした、国際情勢の変化やサプライチェーンへの不安も、今後の地域産業の経済活動に一層の不透明感をもたらしている。

こうした中、物価高騰対策として消費税率の引き下げが議論されているが、短期的かつ時限的な税率変更は、価格設定や経理事務、システム対応など現場へ多大な負担と混乱を招くため、制度の基盤となる「税率の在り方」については、長期的な視点での慎重な議論が必要である。

一方、労働市場においては、構造的な人手不足が深刻化しており、生産年齢人口の減少と人材定着・確保に向けた競争激化という課題も重なって、地域の中小企業存続に大きな影響を及ぼしている。大企業による継続的な賃上げが進む中、中小企業においても人材の確保・定着を目的とした賃上げへの対応が求められており、それに伴う人件費負担の増大は、経営基盤の脆弱な企業にとって深刻な課題となっている。こうした状況を踏まえ、中小企業・小規模事業者に対しての価格転嫁の促進支援や労働環境の改善を支える支援の強化が必要不可欠である。

さらに、経営者の高齢化に伴う事業承継問題も一層顕著となっている。継者不在により廃業を余儀なくされる企業も多く、長年培われてきた技術やサービスといった知的資産が地域から失われ、地域経済の持続性を損なう事態が進行している。中小企業は、地域雇用の担い手であり、地域社会の基盤を支える重要な存在であることから、事業承継を税制面から支援するための抜本的な見直しや、後継者育成や M&A の円滑化を含め、制度と環境の整備を強化することが急務である。

加えて、地方では若年層の都市部への流出が続き、地域の活力低下が深刻な問題となっている。ポストコロナを経て、都市への一極集中によるリスクが認識されている今こそ、地方の持続的な成長を支えるための構造的な支援が求められる。中小企業・小規模事業者は、地方経済のみならず日本経済の根幹を成す存在であり、今こそ現場に即した支援と制度改革を着実に推進すべきである。

2. 中小企業の経営基盤強化を後押しする税制

(1) 法人税のあり方について **新規**

令和7年度税制改正大綱において、今後の法人税のあり方について、見直しと転換の必要性が示されており、その中には法人税率の引き上げを含む議論も盛り込まれている。しかしながら、わが国の法人実効税率は、諸外国、特にアジア近隣諸国と比較して依然として高い水準にあり、中小企業にとって大きな負担となっているのが実情である。このような状況が続けば、企業の海外流出や経済の停滞を招く懸念もあり、強いては国際的な競争力低下にもつながりかねないことから、中小企業の持続的な成長を促進するためにも、法人税率は引き上げるべきではない。

(2) 法人税の軽減税率特例の恒久化 **修正**

資本金1億円以下の中小企業に適用されている、所得800万円以下に対する軽減税率（現行：15%）の特例について、令和7年度税制改正において2年間の延長が図られた。しかしながら、地域産業の中核を担う中小企業を支援し、あわせてデジタル化や設備投資の推進、さらには従業員への分配を促進する観点からも、本制度は恒久化すべきである。加えて、適用対象となる所得限度額（現行：800万円）についても大幅な引き上げを実施すべきである。

(3) 少額減価償却資産における即時償却制度の恒久化と拡充 **修正**

令和7年度末に期限を迎える少額減価償却資産の損金算入特例については、デジタル化の推進や生産性向上を図る上で、極めて有効な制度であることから、制度を恒久化し、中小企業の経営基盤の強化を推進すべきである。

加えて、近年の物価高騰において中小企業が実施するデジタル化への高額投資や必要性を踏まえると、全額損金算入が可能となる資産の取得価額基準を現行の30万円未満から引き上げるとともに、年間の取得合計額300万円の上限を撤廃し拡充した上で、中小企業の積極的な設備投資や自己変革への取組をより推進すべきである。

(4) 「パートナーシップ構築宣言」登録企業への支援について **新規**

「パートナーシップ構築宣言」制度は、サプライチェーン全体の健全化と取引の適正化に寄与する極めて重要な取組である。持続可能な企業活動を後押ししていくために、登録企業に対する税制上の優遇措置の拡充や取引適正化に向けた取組に要する費用の税額控除など、税制面での支援を強化し、本制度のさらなる普及促進を図るべきである。

(5) 税法上の中小企業の定義と租税特別措置の適用要件の見直し 継続

法人税法上の中小企業の範囲は資本金1億円以下と定められている。中小企業基本法で定義されている資本金3億円～1億円の企業は雇用者も多く地域経済に及ぼす影響が大きい。地域経済の核となっている中堅・中小企業の活力・競争力・事業基盤強化のためには、税法上の中小企業の資本金1億円という基準を見直し、中小企業基本法における中小企業の範囲を念頭に資本金3億円以下まで拡大すべきである。

また平成29年度の税制改正により、中小企業向けの租税特別措置について大企業並みの所得（3年平均15億円超）がある企業は、平成31年度以降適用対象外とされることとなった。しかしながら、不動産売却益や債務免除益等の経常的な所得以外の特別損益によって租税特別措置が適用されなくなることが想定される。このような、企業の通常の活動以外の特別な要因によって一時的に発生した特別損益については、中小企業向け租税特別措置の適用要件である課税所得の計算対象から除外すべきである。

(6) 減価償却資産の耐用年数の見直しと定率法の存続 修正

減価償却制度については、平成10年4月改正以降で建物の償却方法を定額法へ改正されてから、さらに定額法への一本化についての検討が進み、平成28年4月改正にて建物付属設備及び構築物の償却方法が定額法に変更された。

定率法は、大きな設備投資が必要な産業にとっては、早期に費用化して回収を早めることで再投資につなげられる有効な制度であり、企業のキャッシュフローに大きく影響を与えるため、定率法の適用も可能とするなど、償却方法の見直しが必要である。

また、特に建物の耐用年数については、企業の設備投資サイクルと合致しないとの乖離を指摘する声もあり、法定耐用年数を短縮するなど見直しを図るべきである。

(7) 「退職給付引当金」及び「賞与引当金」繰入額の損金算入の復活 継続

退職給付引当金及び賞与引当金は、労働協約や就業規則等に支給が明確に定められている企業においては、期末の未払いの賞与や退職金は債務を負っているものと考えられ、企業会計上は計上することが要求されている。一方で法人税法上は、実際に事由が発生した時点まで損金算入が認められず、企業会計上の利益と法人税法上の課税所得上の利益が大きく乖離する要因の一つであるため、合理的な計算に基づいた引当金繰入額は、引当金計上時に損金算入を認めるべきである。

(8) 役員給与の原則損金不算入制度の撤廃 継続

役員給与は、平成 18 年度から原則損金不算入とされた。その後、平成 22 年度に「特殊支配同族会社の役員給与損金算入制限措置」は撤廃されたものの、現行では、「定期同額給与」、「事前確定届出給与」、「利益連動給与」の 3 種類の役員給与のみ損金算入が認められている。

中小企業・小規模事業者では、所有と経営が一体化しており、多くの経営者・役員は、債務保証などもする一方で、一般の従業員同様の職務に従事している。このことから、給与は紛れもなく職務執行の対価として受け取るものである。役員給与については、原則損金不算入制度を撤廃して原則損金算入とすべきである。

(9) 税と社会保障の改革について 新規

少子高齢化の進行により、年金、医療、介護等の社会保障制度は、給付面でも負担面でも国民生活にとって大きなウエイトを占めてきており、特に社会保障制度にかかる財源確保が難しくなり、制度維持に向けた財政負担が家計や企業の経済活動に与える影響が重くのしかかっている。加えて、社会保障費の増大が、財政における重要な課題となり、安定的な制度運営が求められている。このような背景からも、社会保障と税の一体改革を再構築し、企業負担の軽減と社会保障の充実を図るべきである。

また、令和 7 年度税制改正大綱および税制関連法案の修正において、いわゆる「年収 103 万円の壁」が見直され、所得税の課税最低限が 160 万円に引き上げられたが、今後も物価や賃金水準の上昇を踏まえながら段階的に引き上げを検討すべきである。その際には、所得税のみならず「社会保険制度上の壁」についても併せて見直しを図るべきである。

3. 円滑な事業承継に資する税制

(1) 取引相場のない株式の評価方法の見直し 修正

事業承継が進まない理由の一つに、取引相場のない株式の評価方法の問題が挙げられており、特に相続税等の納税資金をはじめとした現金の確保が事業承継上の大きな課題となっている。また、長年の努力により企業価値を高めていくほど自社株式の評価も高くなり、相続税等の負担も大きくなることで、経営者の事業継続への意欲にも大きな影響が出ている。

本来、中小企業・小規模事業者は、経営資源を事業承継対策ではなく、企業経営に投じるべきであり、そのため円滑な事業承継と長期的な事業継続が図れるような株式評価制度の抜本的な見直しが必要不可欠である。

一例として、取引相場のない株式を、事業継続を前提に親族内で譲渡・相続した場合においては、課税対象とせず、第三者承継や事業の売却によって利益が発生した際には課税する仕組みとするなど、後継者の意欲醸成と経営基盤を次世代へ安定的に承継できるような制度への見直しを図りたい。

(2) 円滑な事業承継に資する新たな税制について 修正

令和 6 年度税制改正において、事業承継税制特例措置における特例承継計画の提出期限が 2 年延長され、さらに令和 7 年度税制改正では、役員就任要件が事実上撤廃されるなど、事業承継に向けた改善が進められたが、長年に渡って地域経済を支える中小企業・小規模事業者の事業継続のためにも、税制面での継続的な支援が必要不可欠である。

当所が実施したアンケート調査でも事業承継税制の検討・利用状況については、「検討したが、利用はしていない」とする事業者が 23.3%を占め、潜在的には本税制への関心度が高いと窺える。しかし、利用が進まない理由としては、制度の複雑さや制約の多さなどリスクが散見されることが大きな障壁となっている。

本来、経営者は限られた経営資源を事業承継対策に投じるのではなく、経営（本業）に投じるべきであり、税制面での支援が途切れると、相続税・贈与税の過大な負担から、事業承継をより一層困難にし、後継者不在による廃業が増加する可能性が高くなる。延いては雇用機会の損失にとどまらず、地域企業が長年にわたり築き上げてきたサービスや商品、ノウハウ・技術といった貴重な財産が失われることが考えられる。

わが国の中小企業・小規模事業者は、地域社会において雇用の創出や地域経済を牽引することで、地域の活力維持に極めて重要な役割を担っている。事業承継税制の特例措置が令和 9 年 12 月末日に期限を迎える中、地域の中小企業・小規模事業者が、事業を継続する上で相続税・贈与税の過大な負担から、廃業を選択せざるを得ない事態を避けるためにも、円滑な事業承継を支援する新たな制度の構築が必要である。

なお、円滑な事業承継を実現するためには、経営資源を的確に投じることで、中小企業等が持続的に成長できるような制度設計が重要であり、その適用要件等が経営を過度に束縛しない制度とすべきである。

(3) 土地保有・株式保有特定会社の株式の評価方法の見直し 継続

一定の規模以上の資産（株式又は土地）を保有している「土地保有特定会社」及び「株式保有特定会社」の株式の評価方法は、純資産価額方式しか認められておらず、事業承継時には大きな負担となっている。

中小企業は地域の活性化や雇用の維持・確保などの社会的な責任を担っており、これら企業の事業承継は、地域社会に多大な影響を及ぼすことから、一律に評価するのではなく、その特殊性を考慮しつつも、原則としては特定会社ではない中小企業と同等の株式評価とすべきである。

(4) 経営資源集約化税制 (M&A 税制) の拡充 修正

令和 6 年度税制改正において経営資源集約化税制 (M&A 税制) の延長・拡充が図られた。近年は、親族内後継者不在を理由に親族外承継への重要性がこれまで以上高まっており、地域経済や雇用の維持といった観点からも、更なる拡充を図るべきである。具体的には、仲介手数料やデューデリジェンス (買収監査) などについて、株式取得のタイミングにかかわらず損金算入を認めるなど、円滑に進めるため更なる税制面からの後押しが必要である。

4. 地方創生に資する税制

(1) 人材育成・人材定着に資する税制について 新規

近年の急激な社会・経営環境の変化により、就労形態・勤務形態など働き方の多様化が進み、中小企業・小規模事業者においても、働き手のニーズに応じた労働環境の整備・改善などが強く求められている。

特に、深刻化している人手不足を克服するためには、若年層や子育て世代、シニア層を含めた全世代の活躍が重要であり、多様な人材が安心して働ける職場環境づくりが不可欠である。さらに、地方の中小企業等では、人材の確保および育成・定着が大きな課題となっており、職場環境の整備、教育訓練の充実、福利厚生拡充といった人的投資への支援がより一層求められており、こうした企業努力を後押しするためにも、税制面での優遇措置をより拡充すべきである。

具体的には、現行の賃上げ促進税制では、教育訓練費は上乗せ要件となっているが、賃上げ原資を十分に確保できない中小企業・小規模事業者においても、人材育成への投資を継続できるよう、教育訓練費の一定割合を税額控除できる制度を創設すべきである。

また、従業員への福利厚生制度の拡充として、昼食代への補助について導入や拡充を図る中小企業も増加傾向にある中で、現行の食事補助制度は、1984 年の改正以降、約 40 年にわたり見直しが図られていない。現行の制度では、1 人あたりの食事代補助に係る非課税上限額は月額 3,500 円とされているが、近年の著しい物価上昇を踏まえ、非課税上限額を引上げるなど、実情に即した見直しを図られたい。

(2) 地域未来投資促進税制の拡充 **修正**

令和7年度税制改正において地域未来投資促進税制の延長と拡充が図られた。本税制は地域振興と企業の成長を両立させる制度として、極めて重要な役割を担っている。

しかしながら、現行制度は設備投資を中心とした支援にとどまっており、近年、企業経営の中核となるデジタル化への対応や無形資産を含め対象の拡充を図るべきある。地域の中小企業が持つ強みを最大限に活かしながら、高い付加価値を創出し、地域経済の中核としての役割をさらに強化できるよう更なる後押しが必要である。

(3) 地方拠点強化税制の拡充 **修正**

新型コロナウイルス感染症の影響により、過度な東京一極集中のリスクが改めて顕在化し、地方分散の重要性が再認識されつつも、多くの地方都市では、特に若者の人口流出に歯止めがかからず、生産年齢人口の減少問題を抱えている。このような状況の中、令和8年3月末に期限を迎える地方拠点強化税制は、地方創生の推進において極めて重要な制度である。

本制度は、本社機能等の地方への移転や分散化を後押しし、地域に新たな拠点を整備することで、雇用の創出と地域経済の活性化に寄与してきた。今後、地方における「雇用の創出」と「安心して働ける環境の整備」をより一層推進していくためにも、インセンティブをさらに高めた上で期限の延長を図り、利用促進を図ることが必要である。

(4) 創業・スタートアップ企業に対する税制支援について **継続**

地域経済においては、地域の活性化や雇創出するスタートアップやスモールスタートなど創業の促進・環境整備が必要不可欠である。特に地域資源を活用した事業や地域課題への対応につながる事業については、積極的に税制面での支援を図られたい。

また、産業競争力強化法に基づき認定された創業者の法人設立時の登録免許税の軽減措置がなされているが、制度の恒久化と、事業が安定するまでの5年程度の期間は、法人税等について軽減措置を図るべきである。

(5) 中小企業防災・減災投資促進税制について **修正**

令和6年1月1日に発生した能登半島地震は被災地に甚大な被害をもたらした。一方で、地震や水害など突発的な災害発生の際に、経営資源を守り、早期の事業活動復旧につなげる上で、事業継続計画（BCP）の重要性が再確認された。また、事業継続計画（BCP）は従業員の安全配慮の面でも重要な役割

を担っており、今後は策定が進んでいない中小企業・小規模事業者への浸透がより一層必要となる。このことから中小企業防災・減災投資促進税制については、周知の強化と更なる利用促進を図るべきである。

(6) カーボンニュートラル取組の推進 **継続**

政府は2050年までに温室効果ガスの排出全体をゼロにするカーボンニュートラルの実現を目指すことを宣言し、グリーン成長戦略を策定した。しかし、中小企業が自身でカーボンニュートラルを推し進めるにあたっては、必要となる設備の大規模な投資とコスト負担が大きな懸念事項となっている。カーボンニュートラルを更に推し進めるにあたっては、設備投資で取得した固定資産についての償却資産に係る固定資産税の大幅な減免や、カーボンニュートラル投資促進税制について、控除率や控除上限の引上げなど大幅な拡充を図ることで、利用を促進すべきである。

(7) 事業所税の廃止 **継続**

事業所税は、わが国経済の高度成長期に大都市への企業の集中抑制策の一環として創設された税であり、人口30万人以上の都市にのみ課税されているが、現在までの一極集中の進展・都市間格差の拡大といった環境変化を勘案すれば、特に地方と大都市において課税の公平性を著しく欠く、不公平税制と化している。また、新たな事業所や工場立地の阻害要因となっており、企業の雇用機会の損失など地方創生にも逆行する制度となっている。

さらに、課税標準が資産割の事業所床面積と従業者割の従業者給与総額をベースに算出されるため、固定資産税や法人事業税との実質的な二重課税となっている。ついては企業の賃金引上げの意欲を削ぐ要因となることから、早急に廃止すべきである。

(8) 個人事業主を後押しする税制について **継続**

個人事業主は、近年の大幅な経営環境の変化や、物価上昇への対応、デジタル化への対応など課題が山積している。個人事業主は、地域のコミュニティの維持・発展には欠かせない存在であり、負担軽減を図るためにも、個人事業主の青色申告特別控除55万円(一定の要件を満たす場合は65万円)および、個人事業税における事業主控除290万円を大幅に引き上げるべきである。

また、法人税における欠損金の繰越控除期間は、平成29年4月1日以後に10年に延長された。一方で、個人事業主の青色申告欠損金の繰越控除期間は3年間に据え置かれている。個人事業主が安定的な事業継続を図られるよう、欠損金の繰越控除期間を5年程度延長すべきである。

5. 消費税・納税環境の整備等について

(1) 消費税の複数税率制度の見直し 修正

消費税の複数税率制度は、低所得者への配慮や消費税の逆進性の緩和を目的とし、令和元年に導入されたが、対象品目については十分な議論がされたとはいえない状況で同制度が開始され、その後も見直しがされていない。また、導入以降、複数税率による区分経理等にて事業者の事務負担が膨大に増加しているといった声が当所にも多く寄せられている。複数税率による事業者への負担は大きく、こういった事務や従業員への教育コストなどの負担増加につながるものの、最終的な商品やサービスの価格への転嫁が認められにくいことから、複数税率制度の廃止を含め、見直しを図るべきである。

また、近年の物価高騰の対応策として、消費税率の引き下げが議論されているが、短期的かつ時限的な税率変更は、価格設定や経理事務、システム対応など現場へ多大な負担と混乱を招くため、制度の基盤となる「税率の在り方」については、長期的な視点での慎重な議論が必要である。

なお、物価高騰への負担軽減措置は、所得控除の拡充や給付金等の交付など別途の制度を設ける方法により講じられたい。

(2) インボイス制度に係る経過措置について 修正

令和 5 年 10 月よりインボイス制度（適格請求書等保存方式）が導入されたが、当所が令和 7 年 3 月に実施したアンケート調査でも、53.8%の事業者が「煩雑な処理や対応、また事務負担が増している」と回答しており、制度導入から一定の期間が経過した現在においても、未だ本制度についての現場への影響は大きい。加えて、インボイス制度導入により税負担が重くのしかかり、廃業を検討せざるを得ない事業者も見受けられる。

また現行は負担軽減措置として、「小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置（2割特例）」や「免税事業者からの仕入税額控除（8割控除）」、さらには「少額インボイスの保存要件の緩和」が講じられているものの、経過措置が廃止された場合の事業者への影響は大きく、こうした実情および影響を慎重に見極める観点からも、延長を含めた見直しについて検討すべきである。

(3) 消費税の仕入税額控除における「95%ルール」適用要件の見直し 修正

平成 23 年度の税制改正により、消費税の仕入税額控除における、いわゆる「95%ルール」の適用対象が見直された結果、当該課税期間の売上高が 5 億円以下の事業者に限定されることとなった。これにより、課税売上割合が 95%以上であっても、課税売上高が 5 億円を超える事業者については、全額

控除が認められなくなった。

しかしながら、課税売上高 5 億円超の事業者の中には、担税力の弱い中小企業も多数存在し、なおかつ課税仕入の区分処理などで事務負担の増大を招いていることから、課税売上高の上限を引き上げるなど制度の見直しが必要である。

(4) 二重課税の解消・印紙税の廃止 継続

平成元年の消費税導入により、自動車・石油等の関連諸税や印紙税などとの二重課税の問題が発生し、国民への税負担が重くのしかかっている。これらを是正し、税制全般に対する信頼性を高め、国民に公平・公正な税制を実現すべきである。

特に印紙税については、ペーパーレス化や電子決済等の普及により、同じ経済取引でも文書のみで課税されるなど、電子化への対応が遅れている業界や中小企業に負担が偏り、不公平感が増していることから、廃止も含めた見直しの検討が必要である。

(5) 納税環境の整備について 修正

企業は、給与所得者に対する所得税・住民税の源泉徴収や年末調整などの税の確定手続きに加え、自社の納税書類の作成及び保存など納税事務の大部分を担っている。近年では、インボイス制度や電子帳簿保存法などへの対応により、事務負担が一層増している。本来はデジタル化により、効率化が図られるべきところ、中小企業・小規模事業者では、むしろ対応にかかる人的・時間的コストが増大し、かえって負担が重くなっているのが実情である。

さらに、制度改正に際しては、十分な周知がなされないまま運用が開始されることも多く、現場では混乱も生じているのが現状である。制度改正時には、分かりやすく丁寧な周知および広報の強化が必要不可欠である。

こうした事務負担の増加は、働き方改革の推進にも大きな障害となっており、その軽減は喫緊の課題である。したがって、「公平・中立・簡素」の租税三原則のもとで、中小企業・小規模事業者の実情に即した納税環境の整備を早急に進めるべきである。

Ⅱ. 中小企業政策に関する要望事項

1. 中小企業政策全般について

令和 7 年に入り、日本経済は緩やかな回復基調を維持しているものの、その実態は依然として課題を多く抱えている。物価上昇は依然として収束の気配を見せず、円安の長期化やエネルギー・物流コストの高止まりが、地域の中小企業や小規模事業者の経営を圧迫している。加えて、米国の関税措置をはじめとする国際情勢やサプライチェーンの不安定化が、地域産業の将来的な経済活動にさらなる不透明感をもたらしている。

わが国における少子高齢化・人口減少は依然として歯止めがかからず、特に地方では若い世代の都市部への流出が止まらないことから、地域の担い手が減少し、人手不足はこれまでにない深刻な状況に陥っている。こうした状況の中、年齢・性別・国籍などにかかわらず、多様な人材がそれぞれの能力を発揮し、活躍できる環境を整備することが喫緊の課題であり、雇用の最適化を図ることの重要性はますます高まっている。そのためには、中小企業の持続的な成長を後押しする視点から、人材への積極的な投資を促進するとともに、業務の効率化や生産性の向上、さらには誰もが働きやすい職場環境の整備に対する支援策の一層の充実が必要である。

令和 6 年 6 月には、「デジタル社会の実現に向けた重点」が閣議決定されたが、重要な柱として位置付けしている。ポストコロナを経て、都市への一極集中のリスクが再認識されている今こそ、地方の持続的成長に向けた構造的な支援が求められている。DX（デジタルトランスフォーメーション）・デジタル化への更なるの推進、地域資源を活かした商品・サービスの開発、起業支援、また企業の地方分散促進など、地方創生に資する政策を一層拡充する必要がある。

地方創生・地域活性化には、地域経済を牽引する中小企業の好循環が必要不可欠であり、自己変革への意欲醸成を図るための支援が重要である。また、地域産業の磨き上げや、地域の社会課題への解決に資する起業・スタートアップ企業についても、地方創生・地域活性化に重要な役割を担っているため、創業に向けた促進施策と成長段階に応じた支援施策について、より一層の充実・強化を図らねばならない。

2. 地域経済を支える中小企業の経営基盤の強化

(1) 地域企業の人材確保とマッチングの強化 新規

生産年齢人口の減少が進行する中、特に地方においては、若い世代の都市部への流出が続いており、地域の担い手が減少し、人手不足は一段と深刻化している。このような中、人材採用にかかるコスト負担などの制約から、多くの地方の中小企業・小規模事業者にとって、ハローワークの活用は重要な採用手段となっている。

地域の雇用マッチングの最前線を担うハローワークにおいては、地域ごとの産業構造や中小企業の実情を的確に把握し、求人と求職のミスマッチを解消するための、より積極的かつ戦略的なサービスがより一層重要となっている。特に、地域に根ざしたきめ細やかな対応や、情報発信力の強化など、地域の人材確保や雇用の促進に直結する取組という観点からも、ハローワークの体制強化やさらなる機能の充実を図られたい。

(2) 多様な人材・働き方支援に向けた環境整備 新規

少子高齢化が加速する中、生産年齢人口の減少が進み、地方では、若年層の都市部への流出も顕著となっており、人手不足は深刻化している。人手不足によるサービス力の低下や受注機会の損失は中小企業にとって大きな課題であり、将来的には事業継続への懸念にもつながることとなる。

地域企業の持続的な成長を維持していくためには、女性・若者・高齢者・障がい者・外国人材などの多様な人材の活躍と、その能力を十分に発揮できる環境整備が不可欠である。特に新潟県では、企業における女性役員・管理職割合が全国平均を大きく下回っており、大きな課題となっている。この状況の改善するためには、出産・育児後も女性が安心して働き続けられるよう、子育て支援をはじめとした環境整備の充実が必要である。さらには、女性のキャリア形成を見据えた職場づくりや、リーダーとしての活躍を後押しする制度・環境整備も必要不可欠である。

また、働き方に対する価値観やニーズが多様化する中、テレワークや短時間勤務、副業など柔軟な働き方の選択肢を広げることは、人材の確保や定着に直結する重要な要素である。しかしながら、多くの中小企業・小規模事業者において、人材や資金等の制約から、多様で柔軟な働き方への対応が進みにくいのが実情である。こうした背景を踏まえ、中小企業が多様な働き方に対応できるよう、補助金・助成金の拡充や、専門家の派遣・相談窓口の充実、さらには人事制度の見直し支援など、多角的な支援策を講じ、中小企業の多様な人材の活躍と働き方改革を促進するための、環境整備を図られたい。

(3) 「パートナーシップ構築宣言」の促進 新規

地域の中小企業においては、エネルギーや原材料価格・雇用コストの高騰、物価上昇の影響を受けながらも、十分な価格転嫁が進まず、対応や取引先との交渉に苦慮している事業者も少なくない。中小企業が賃上げ原資の確保や様々なコスト上昇に対応しながら持続的な成長を実現していくためには、価格転嫁の円滑化を柱とした取引の適正化が必要不可欠である。

コスト増加のしわ寄せが特定の事業者に偏ることなく、サプライチェーン全体で適切に負担していくことが望ましいことから、引き続き、「パートナーシップ構築宣言」への参画拡大をさらに進めるとともに、政府や公正取引委員会による下請法監視の強化や相談体制の強化など、価格転嫁を含む取引の適正化に向けた取組をより一層推進すべきである。

(4) 円滑な事業承継に向けた支援の強化 継続

わが国の中小企業・小規模事業者は、企業数のうち 99.7%を、雇用の約 7割を占め、地域経済・社会において極めて重要な役割を担っている。また、地域の雇用維持のためだけではなく、地方創生・地域活性化においても地域の中小企業・小規模事業者の好循環が必要不可欠である。中小企業等の長期的な事業の継続には、経営資源を本業（経営）に投資できるよう、円滑に事業承継を進めるための支援が必要不可欠であり、中小企業・小規模事業者の親族・第三者への事業承継に対して、自社の価値観、資産を見直す機会を得てもらい仕組みを構築するとともに後継者へのスムーズな資産移転ができるよう支援を強化すべきである。また、様々な経営課題を理由に事業承継ではなく廃業を選択する中小企業も増加しているため、専門家等による事業再生・経営改善とセットにした事業承継への支援体制の強化を図りたい。

(5) 資金調達の円滑化に向けた金融支援の強化 新規

中小企業・小規模事業者にとって、資金繰りの安定は事業継続と成長の基盤であり、金融支援は極めて重要な役割を果たしている。しかしながら近年は、コロナ禍を経ての大きな事業環境の変化に加え、エネルギー・原材料価格の高騰や物価上昇、賃金の引き上げへの対応など、企業を取り巻く経営環境はより一層厳しさを増している。

さらには、国内外の経済政策やインフレ動向を背景に金利が上昇傾向にある中、借入コストの増加が中小企業・小規模事業者の資金繰りに新たな負担を与えつつある。こうした環境変化は、これまで低金利を前提として事業経営を行ってきた中小企業にとって、資金調達面での大きな課題となっている。

このような状況を踏まえ、コロナ禍で拡大した借入の返済が本格化してい

る中、元本返済猶予やリスケジュール等への金融機関の柔軟な対応を促進することが重要である。さらには、成長投資を支援する低金利融資の拡充や、業態転換・新事業展開・デジタル化・省力化・脱炭素化など、事業の成長を目指した前向きな投資を下支えする低金利融資の拡充など、中小企業が将来に希望を持ち、持続的な成長を描けるよう、金融支援の強化を図られたい。

(6) カーボンニュートラルに向けた支援の強化 修正

政府が 2050 年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言し、それを受けて策定された「2050 年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」に基づき、地域においてもカーボンニュートラル化に向けた取り組みが推進されている。

このような中、新たなエネルギー源の開発や二酸化炭素の回収・再利用といった様々なアプローチから脱炭素関連技術の開発が進められている一方で、エネルギーの需要側においては、カーボンニュートラルへの実現には、依然として、大規模な投資と継続的なコスト負担が必要となるため、とりわけこうしたコスト負担が、地域の中小企業の競争力を削がないように配慮すべきである。

一方で、太陽電池産業において、官民が連携して策定した「次世代型太陽電池戦略」が取りまとめられ「第 7 次エネルギー基本計画」に盛り込まれた。こうした先進的な技術革新は、日本発のイノベーションとして、さらにはクリーンエネルギーの中核を担う役割も期待される。

また、新潟県においては、豊富な温泉資源を活用した「地熱発電」や日本海を活かした「洋上風力発電」などの取組も進展しており、地域資源や特性を活かした再生可能エネルギーの導入が注目されている。今後は、こうした新たなエネルギーに関する研究や開発の規模拡大や予算措置とともに、設備の国産化の推進や、中小企業等による再生可能エネルギーの導入に対する支援の強化を図られたい。

(7) 事業継続計画（BCP）策定の支援について 修正

令和 6 年 1 月 1 日に発生した能登半島地震は、被災地に甚大な被害をもたらし、自然災害の脅威とその備えの重要性を改めて浮き彫りにした。加えて、近年では自然災害や感染症の蔓延、国際情勢の不安定化によるサプライチェーンの寸断など多様なリスクが顕在化した。このような突発的かつ不測事態から、経営資源を守り、早期の事業活動復旧につなげる上で、事業継続計画（BCP）の重要性が再確認された。

今後、「南海トラフ地震」の発生も想定される中、中小企業・小規模事業者

の感染症を含む災害等の備えの取り組みは一部にとどまっている状況であり、BCP策定の重要性の認識を高めるとともに、専門家の派遣や行政主催のセミナーなど策定の促進と支援の強化を図るべきである。

(8) 情報セキュリティ対策への支援について **修正**

コロナ禍を経て、DX（デジタルトランスフォーメーション）への取組が加速されている。その中でもテレワーク導入、消費者データ蓄積・分析などDXを推進するツールにおける企業の情報セキュリティ対策の重要性が高まっている。

業種・業態・規模にかかわらず、企業がサイバー攻撃の被害を受ける可能性が拡大する中、被害を受けた場合には自社のみならず取引先や消費者等にも甚大な影響を与えることになる。セミナー等を通じて、中小企業への「情報セキュリティ対策ガイドライン」の周知や啓発を行うとともに、中小企業が自社内のDX専門人材を育成するための費用や、情報セキュリティ対策に向けたソフト導入費用などに対する補助制度を強化すべきである。

(9) 最低賃金の動向について **新規**

昨年、令和6年10月に最低賃金が全国加重平均5.1%引き上げとなり、さらに2030年代半ばまでに全国平均1,500円という政府の方針を踏まえ、今後も継続的に引き上げられることが見込まれる。

近年の物価上昇や人手不足の深刻化を受け、賃上げの必要性が高まっている一方で、企業の支払い能力との乖離が顕在化しており、特に地域の中小企業にとっては大きな負担となっていることから、早急な前倒しによる最低賃金の引き上げは、事業の継続や雇用の維持に深刻な影響を及ぼすことから慎重に検討すべきである。

3. 地方創生の実現に向けた環境整備

(1) 地域資源を活用した魅力のある観光地域づくり **新規**

観光振興は、地方創生および地域経済の活性化に向けた極めて重要な柱であり、地域の自立的な発展を支える基盤の一つとして位置付けられる。特に今後は、人口減少が進む中で、地域の特色や歴史・文化、自然環境といった固有の観光資源を最大限に活用し、他地域との差別化を図ることが不可欠である。

そのためには、地域資源を活かした体験型・交流型の観光コンテンツやツアーの開発を積極的に進めるとともに、地域に根付いた伝統文化や風習、食

文化等に触れることができるイベントの開催に対する支援を一層充実させることが重要である。これにより、観光客の満足度や滞在時間の向上、ひいては地域経済への波及効果が期待できる。

また、地域全体の魅力を再発見・再構築するための地域ブランディングの強化に加え、さらには観光事業者や地域住民による受入体制の整備、情報発信力の向上、二次交通の整備など、多角的な取組も重要であり、これらを通じて、地域の持続可能な観光基盤の確立を図り、地域の「稼ぐ力」の強化のつなげるため、支援の充実と財政的な後押しを図りたい。

(2) 中小企業等のデジタル化の推進 **新規**

令和6年6月に「デジタル社会の実現に向けた重点計画」が閣議決定されたが、日々進化するデジタル技術を活用しながら、自社の業務プロセスやビジネスモデルを変革していくことは、中小企業の経営力強化や生産性向上に直結する、極めて重要な取組である。

特に地方においては、慢性的な人手不足の解消にもつながることから、デジタル化の推進は喫緊の課題の一つであるといえる。また、近年では生成AIなどの先進的な技術の利活用も中小企業の業務効率化や顧客対応の高度化に貢献しており、AIの導入・活用に関する支援もあわせて検討すべき重要なテーマとなっている。

こうした状況を踏まえ、地方の中小企業が円滑にデジタル化を進められるよう、デジタル人材の育成に向けた研修・教育への支援に加え、ITツールやAIソリューションの導入、さらには、システム構築や外部コンサルタントの活用に要する費用への補助など、幅広い分野に対する支援の強化を図るべきである。

また、制度や支援策の存在を広く周知するとともに、専門家による伴走型の支援体制をより充実させることで、デジタル化に取り組む中小企業を力強く後押ししていくことが重要である。

(3) 積極的な新事業展開や自己変革への支援について **新規**

コロナ禍を経て、企業を取り巻く経営環境は大きく変化し、従来のビジネスモデルでは事業の継続が困難となる事業者も増加している。こうした状況下においては、業態転換や新事業展開といった構造的な変革への対応が求められており、自己変革に取り組む意欲を醸成するための支援が必要不可欠である。

そのため、新しい業態への転換や新事業・新分野への進出に取り組む中小企業に対して、補助金・助成金などの充実や制度活用に関する情報周知、専

門家による伴走支援など、中小企業へ寄り添った実効性のある支援を強化し、自己変革への意欲醸成を図るべきである。

(4) 創業・スタートアップ企業等への支援について **継続**

新たな成長産業の創出や地域課題の解決に資する創業・スタートアップやスモールスタート企業等は地域経済の活性化・底上げに欠かせない存在である。創業間もない企業においては、経営に関する知識やノウハウ、資金調達が大きな課題となっているため、専門家によるサポート支援など成長段階に応じた支援策の強化を図りたい。

また、日本政策金融公庫等金融機関との連携を強化し、創業前支援を充実させることで、創業への意欲と機運の醸成を図るべきである。

(5) 海外ビジネス展開への支援について **継続**

国内の少子高齢化、人口減少により国内市場が縮小する中、中小企業等が新たに海外への展開で外需を獲得することは極めて重要となっている。また新型コロナウイルス感染症の影響により、デジタル化が加速し、オンラインによる展示会や商談会の開催が広がり、海外市場が身近なものとして感じることができるようになってきている。

そのような中、中小企業・小規模事業者が海外ビジネス展開へ積極的に挑戦できるよう、越境ECの推進や海外販路開拓のための企業が行うマーケティング活動に対する支援の強化や、海外企業とのマッチング支援など、中小企業等の海外展開への取組みを後押しする強力なサポート体制の整備が必要である。

(6) 商業地における空き地・空き店舗の活用強化 **継続**

地域における商業活性化や観光開発促進に向け、商業地における老朽化した空き店舗の改修・売却を促進するための優遇措置や、権利関係の調整を図る組織の設立・相談窓口の設置拡大など、空き地・空き家対策（リノベーション補助、空き家への入居誘導等）の強化を推進すべきである。その際には、U・Iターン者に家賃の一部を補助するなどの支援策を強化・拡充すべきである。

また、商店街活性化を目的とした空き店舗の建て替えや改修を希望する所有者に対し、関連費用等を助成することにより、商店街の新陳代謝を促し、中心市街地の整備を図るべきである。

なお、令和6年4月から相続登記の義務化が開始されたが、相続・遺産分割を行う際には大きな影響を与えることが予想されることから具体的な手

続き等の周知や専門家相談に対する支援の強化を図られたい。

(7) 子ども・子育て政策について **継続**

我が国の人口は減少し続けており、2022年の出生数は1899年の統計開始以降初めて80万人を下回り、対策について待ったなしの状況となっている。また近年、価値観の多様化や将来への経済的不安など、様々な要因から婚姻数も減少傾向にある。

このような中、多様な価値観・考え方を尊重しつつ、若い世代が希望どおり結婚し、子どもを産み・育てることができるよう、現在の生活や将来への不安を取り除くような政策が必要不可欠である。若い世代の所得拡大や子育て世帯の税制優遇などによる経済的な支援の強化・拡充や、教育費の負担軽減、また社会・地域全体で、子ども・子育てにやさしい社会づくりの実現・サービスの提供など多様な支援が必要である。

(8) 地方移住・定住を促進する支援について **新規**

少子高齢化や人口減少が深刻化する中、多くの地方では若年層の流出や地域経済の縮小が顕在化しており、持続可能な地域社会の維持が大きな課題となっている。

近年、テレワークやワーケーションの普及により、居住地と就業地の分離が可能になるなど、ライフスタイルの多様化が進んでいる中、地方への移住・定住をさらに後押しするためには、支援制度の更なる拡充が必要である。具体的には、移住者に対する空き家を活用した住居取得費用の支援や、引越し費用の支援、さらには就業や子育て支援の強化など、移住の選択を円滑に進められるよう、支援体制の強化を図るべきである。

地方への移住・定住は、単なる人口移動にとどまらず、地方創生や地域の活性化を促進する重要な施策でもあることから、実効性ある制度設計と持続的な支援体制の構築を図られたい。

4. 小規模事業者支援の強化

(1) 「小規模企業」の定義のさらなる弾力化 **継続**

小規模企業活性化法により、「小規模企業」向け施策を利用できる事業者の範囲が平成25年9月から拡大された（「宿泊業」「娯楽業」を営む従業員6人以上20人以下の事業者）。

同様に、人材の能力や質に生産性が大きく左右され、下請け企業の多いソフトウェア業や、労働集約型産業である介護サービス業についても、今後、

従業員数要件の範囲を 20 人以下の事業者まで拡大すべきである。

このことが実現することにより、当該業種の対象事業者が、小規模企業向け施策、とりわけ小規模事業者経営改善資金融資制度（マル経融資）の融資対象となり、社会・経済環境の変化に合わせた金融面での支援強化につながるものと考えられる。

（２）小規模事業者持続化補助金制度の継続実施 継続

小規模事業者持続化補助金は、事業資金の支援はもとより、申請にあたって事業計画を作成する必要があることから、自社の経営を見直すきっかけとなり、小規模事業者の経営の計画性向上と経営改善に大いに貢献している。

今後はこうした小規模事業者が増えていくことは地域経済の活性化につながることから、小規模事業者持続化補助金を継続実施し持続的な経営支援を図るべきである。

（３）小規模事業者を支える経営支援体制の堅持 継続

小規模事業者の課題が多様化・複雑化する中で、地域総合経済団体である商工会議所は、経営者が気軽に相談できる「かかりつけ医」として、重要な役割を担っている。地域を支える事業者を一者でも多く支援できるよう、経営指導員等の経営支援体制への予算拡充を図っていただきたい。

５．経理事務等の円滑化に資する制度の最適化に向けて

（１）社会保険料算定・納付方法の抜本的改革について 新規

健康保険（介護保険）及び厚生年金保険の保険料や給付の算定には、従来標準報酬月額を用いている。この方法では支払われる給与の変動に即応していないことによる低報酬者に顕著な不合理や、育児休業時の保険料免除をはじめとした届出や手続き等が多く、内容が複雑であるなど課題も多い。

近年の働き方改革などによる変化に順応し、柔軟な働き方を実現するためにも、標準報酬月額を用いた算定方法の改革を図る必要がある。一例として、現行制度の賞与にかかる保険料算定方法と同様とすることで、即応性が高まると同時に事務の負担軽減も図ることが想定できる。なお、保険料の納付や各種手続きにおいても電子納付や電子申請を促進し、デジタル化による簡素化をもって改革を図られたい。

（２）インボイス制度に係る経過措置について 修正

令和 5 年 10 月よりインボイス制度（適格請求書等保存方式）が導入され

たが、制度導入から一定の期間が経過した現在においても、未だ本制度についての現場への影響は大きい。

現行は負担軽減措置として、「小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置（2割特例）」や「免税事業者からの仕入税額控除（8割控除）」さらには「少額インボイスの保存要件の緩和」講じられているものの、事業者への影響は大きい実情を踏まえ、延長を含めた見直しについて検討すべきである。

（3）制度の普及・周知の強化 新規

政府・関係省庁が実施する各種の支援制度については、企業経営や地域振興の後押しとして大きな役割を果たしている一方、実際の現場ではその存在や内容が十分に知られておらず、制度を活用できていないケースが数多く見受けられる。特に中小企業・小規模事業者においては、限られた人員で業務を行っており、制度情報の収集には限界があるため、その結果、制度本来の目的である支援の効果が十分に発揮されていないという課題がある。

また、制度の改定が行われた際にも、その内容が十分に周知されないことで、現場の混乱や対応準備の遅れといった問題も発生している。このような現状を踏まえ、法改正や制度改正の際には、制度の目的・内容・変更点などについて、情報が現場に的確に届くよう周知を強化すべきである。

（4）行政手続きの簡素化 継続

事業者は、許認可申請、入札、社会保険、税務等広範囲にわたる行政手続きについて、提出書類の作成事務、同様の書類の複数部署への提出、同じ手続きについて部署ごとに異なる申請様式などに対して負担を感じている。

令和3年度にデジタル庁が創設されたが、今後はICT（情報通信技術）やマイナンバーの情報連携機能を活用することにより、行政手続きの簡素化、効率化を図り、それに伴う手数料の引き下げを行うべきである。

また、情報セキュリティが侵されるリスクの「技術的脅威」「人的脅威」「物理的脅威」などに対して、3大要素となる「機密性」「完全性」「可用性」を維持していくことで情報セキュリティ対策を強化し、安心・安全なシステムを構築することが必要である。